

子ども・若者の居場所づくり支援検証事業業務委託にかかる 質問票の回答

質問①

今回のような1年近くの期間で複数回以上多くの事業を継続するためには、「概算払い」、所謂、前払い金が必要と考える。本契約における「概算払い」の取り決めについてご教示いただきたい。

回答.

① 委託料の「概算払い」について

本契約における「概算払い」につきましては、今後契約業者が決まり、事業スケジュール等の協議にもよりますが、計画の中で資金の不足が見込まれる場合は、契約後事前に必要額を概算払いしていただけます。通常は委託料を2～4回に分けてお支払いすることが多いです。事業終了後、精算額が概算請求で受け入れた額より少なければ返還の必要があります。

質問②

困難な環境にある子ども・若者に居場所を提供するに際し、学校や教育委員会で該当する不登校者等の個人情報には得られないと思う。
当該事業に際しては公益性に鑑み、例外的な情報公開をお願いすることは可能か。

回答.

② 例外的な情報公開について

事業者が教育機関と直接児童の個人情報をやり取りすることは困難です。学校や教育委員会への周知等、当課を通じて行うことを考えています。なお、事業への参加児童につきましては、ご本人の同意が得られれば事業者での個人情報管理および再参加周知は可能と考えています。

質問③

「プレゼンテーションにおいては追加提案、追加資料の配布は認めない」とされていますが、プロジェクターを使用した説明において、図表、静止画像、動画等、企画書を補足する新規資料の投影による提示は可能か。

回答.

③ 「追加提案・資料の配布は認めない」について

プレゼンテーション中に、企画書に基づかない新たな追加提案・資料の配布は認めないという趣旨ですので、事業企画を補足する資料であればご使用していただいても問題ありません。

担当課: 子ども若者部子どもの育ち学び支援課

MAIL: jb00@pref.shiga.lg.jp

TEL: 077-528-3458 / FAX: 077-528-4854